

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 公示送達 (高齢福祉課) 2
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 2
- 公示送達 (税務課) 3
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 4
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 4
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 4
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 5
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 5
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 6
- 公示送達 (税務課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 7
- 公示送達 (税務課) 8

—— 公 告 ——

- 総合評価一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 9

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 平成26年度定期監査 13

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の経過措置の期間を定める規則 14

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 15

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市亀岡中部土地改良事業及び亀岡市亀岡中部土地改良区設立に伴う事業参加者の申出の承認 16

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 17
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 18

告示

亀岡市告示第174号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成26年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
平成26年度介護保険料納入通知書
- 2 送達を受けるべき者の住所・氏名

省略

省略

- 3 この書類が受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第175号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年8月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0410-12005

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年8月4日

「揭示済」

亀岡市告示第176号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年8月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成26年度 軽自動車税	省略	省略
2	督促状 平成26年度第1期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成26年度第1期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成26年度第1期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成26年度第1期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成26年度第1期分 市府民税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第177号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年8月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1253-51018

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成26年8月7日

「揭示済」

亀岡市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成26年8月18日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成26年8月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

付議事件

- 1 財産の取得について

「揭示済」

亀岡市告示第179号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年8月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1908-12051

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成26年8月11日

「揭示済」

亀岡市告示第180号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年8月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0114-15028

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年8月12日

「揭示済」

亀岡市告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年8月12日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町美濃田区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 川勝 金次
- 2 変更年月日
平成26年8月1日
- 3 変更理由
辞任に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第182号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年8月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1282-41005

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年8月13日

「揭示済」

亀岡市告示第183号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年8月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1803-13001

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成26年8月18日

「揭示済」

亀岡市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年8月21日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町湯井区」

- 1 変更があった事項及び内容
 代表者の住所及び氏名
 住所 省略
 氏名 数井 洋次
- 2 変更年月日
 平成26年4月1日
- 3 変更理由
 任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第185号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年8月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
 督促状 平成26年度
 平成26年度課税分
 固定資産税・都市計画税 随時
 平成26年度課税分
 固定資産税・都市計画税 2期
 平成25年度課税分
 固定資産税・都市計画税 随時
 平成24年度課税分
 固定資産税・都市計画税 随時

平成23年度課税分

固定資産税・都市計画税 随時

平成22年度課税分

固定資産税・都市計画税 随時

2 送達を受けるべき者の住所・氏名
省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法
第20条の2第3項の規定により、告示の日
から起算して7日を経過した時点で書類の送
達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第186号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53
年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定
により、下記の国民健康保険被保険者証は無効
としたので告示する。

平成26年8月28日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2206-12024

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年8月28日

「揭示済」

亀岡市告示第187号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年8月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成26年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第38号

総合評価一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。
なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年8月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- (1) 工事番号及び工事名 道改第2号 市道池尻宇津根線道路改良工事（その7）
- (2) 工事場所 亀岡市河原林町河原尻他地内
- (3) 工事種別 土木一式工事
- (4) 工事概要 工事延長 L=327.0m W=10.75m
土工 一式
排水工 側溝工 L=208.0m
街渠工 L=47.7m
縁石工 L=263.8m
舗装工 車道舗装工 A=2207.0㎡
歩道舗装工 A=790.0㎡
付属施設工 車両用防護柵工 L=147.5m
車止め工 N=12.0箇所
警戒標識柱 N=1.0箇所
区画線工 区画線 一式
- (5) 予定価格（税込） 37,802,160円
【入札書比較価格（税抜） 35,002,000円】
- (6) 工 期 契約日の翌日から平成27年2月28日まで
- (7) 部 分 払 無
- (8) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除

- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が平成26年4月1日以降に発注する土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に掲げる指名停止を行われている者は、入札に参加することができない。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用

関係があることをいう。)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年8月5日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年8月5日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年8月11日（月） 午前9時から午後5時まで 平成26年8月12日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年8月14日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年8月8日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年8月15日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年8月19日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
総合評価に関する確認申請書等の受付	平成26年8月20日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年8月21日（木） 午前9時から午後5時まで	総合評価方式実施に係る説明書のとおり
入札期間	平成26年8月26日（火） 午前9時から午後5時まで 平成26年8月27日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年8月28日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格（税抜）の制限の範囲内で、入札価格と技術評価等に関する資料の評価結果に基づき算出された評価値の最も高い者を落札者とする。評価値とは、標準点（100点）に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたものを当該入札者の入札金額で除して得られた値を指す。ただし、入札価格が最低制限価格未満の者は失格とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定する。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 落札者決定後に総合評価に関する審査結果を公表する。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

米原 亨
亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します

任期は平成28年1月31日までとします

峰島 厚
寺田 直人
隅田 盛和
酒井 忠繁
山内 節子
中島 三羊子
矢田 勲
沼津 雅子
松井 やす子
山崎 正則
木村 圭司
直木 初枝
野々村 英二

(各 通)

亀岡市障害者施策推進協議会委員に委嘱します
平成26年8月1日

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第16号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年8月22日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 西村克己

- 1 監査の種類 平成26年度定期監査
- 2 監査の対象 亀岡財産区外29財産区に係る平成25年度の財務に関する事務
- 3 監査の期間 平成26年6月24日から平成26年7月24日まで
- 4 監査の方法 総務部から資料の提出を求め、諸帳簿等により監査を実施した。
- 5 監査の結果 亀岡財産区外29財産区の予算の執行並びに事務処理については、おおむね適正になされていた。

以上のとおりであるが、監査の執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指摘をしたところである。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の経過措置の期間を定める規則をここに公布する。

平成26年8月29日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第7号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の経過措置の期間を定める規則

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第7号）附則第2項に規定する教育委員会規則で定める日は、平成26年8月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

任免及び辞令

今 西 幸 蔵
小 田 憲 夫
工 藤 和 之
多 胡 麻 衣
石 野 美 香
中 川 卷 信
友 松 勝 之
櫻 井 邦 男
廣 瀬 一 夫
大 西 章 弘
柳 原 和 明
塚 田 勇
三 浦 正 昭
山 田 珠 美
服 部 竜 一
和 田 誠 司
野 波 雅 紀
石 田 数 美
木 曾 布 恭
川 勝 哲 也

(各 通)

亀岡市学校規模適正化検討会議委員に委嘱します

平成26年8月7日

栗 山 卓 弥
貝阿弥 美 智
亀 谷 陽 三
松 谷 健 司
谷 口 俊 昭
木 下 和 久
木 曾 布 恭
川 勝 哲 也

(各 通)

亀岡市立学校教職員安全衛生委員会委員に委嘱します

平成26年8月28日

笹田 勇一
亀岡市立育親中学校薬剤師の委嘱を解きます
平成26年8月31日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第46号

平成26年9月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年8月29日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 縦覧の期間 平成26年9月3日から
同月7日

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第4号

土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき、亀岡市亀岡中部土地改良事業及び亀岡市亀岡中部土地改良区設立に伴う事業参加者の申出について承認をしたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年8月8日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

- 1 事業参加申出期間
平成26年7月28日から
平成26年8月6日
- 2 申出に対する承認決定日
平成26年8月7日
- 3 土地改良法施行令第1条の3第3項に基づく公告日
平成26年8月8日から
平成26年8月14日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成26年8月13日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成26年8月13日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
281	勝田水道	代表	勝田 健太	京都府亀岡市千代川町小林前田126番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成26年8月13日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成26年8月13日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
272	勝田水道	代表 勝田 健太	亀岡市千代川町小林 前田126番地

「揭示済」